

国立大学法人等における P F I 事業の考え方（案） （令和 7 年度概算要求に向けて）

令和 7 年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

1. 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等は、施設整備費補助金を活用する事業について、「P P P / P F I 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）」（令和 5 年 6 月 2 日民間資金等活用事業推進会議決定）や、「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）及び国立大学法人等施設整備に関する検討会において毎年度決定する「国立大学法人等施設整備の方向性」を踏まえて各国立大学法人等が策定した「P P P / P F I 手法導入優先的検討規程等」に基づき、P F I 事業として検討することとし、その際には文部科学省と協議を行うこととする。^{※1}

※1：P F I 事業としての検討例については、別紙 1 を参照

2. 事業評価のプロセス

（1）導入可能性調査の実施について

国立大学法人等は、上記の考え方の趣旨を踏まえて、各法人において P F I 導入可能性調査を実施する^{※2}等した上で、P F I 事業の要求を行うこととする。^{※3}

※2：別紙 2 「P F I 導入可能性調査実施におけるポイント」参照

※3：手続き期間の短縮を図るため、平成 26 年 6 月に公表された「地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続き簡易化マニュアル」^{※4}の活用や、有識者へのヒアリングにより国立大学法人等自らによる調査も可とする。

※4：内閣府 H P 参照 https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/archive/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf

（2）事業評価について

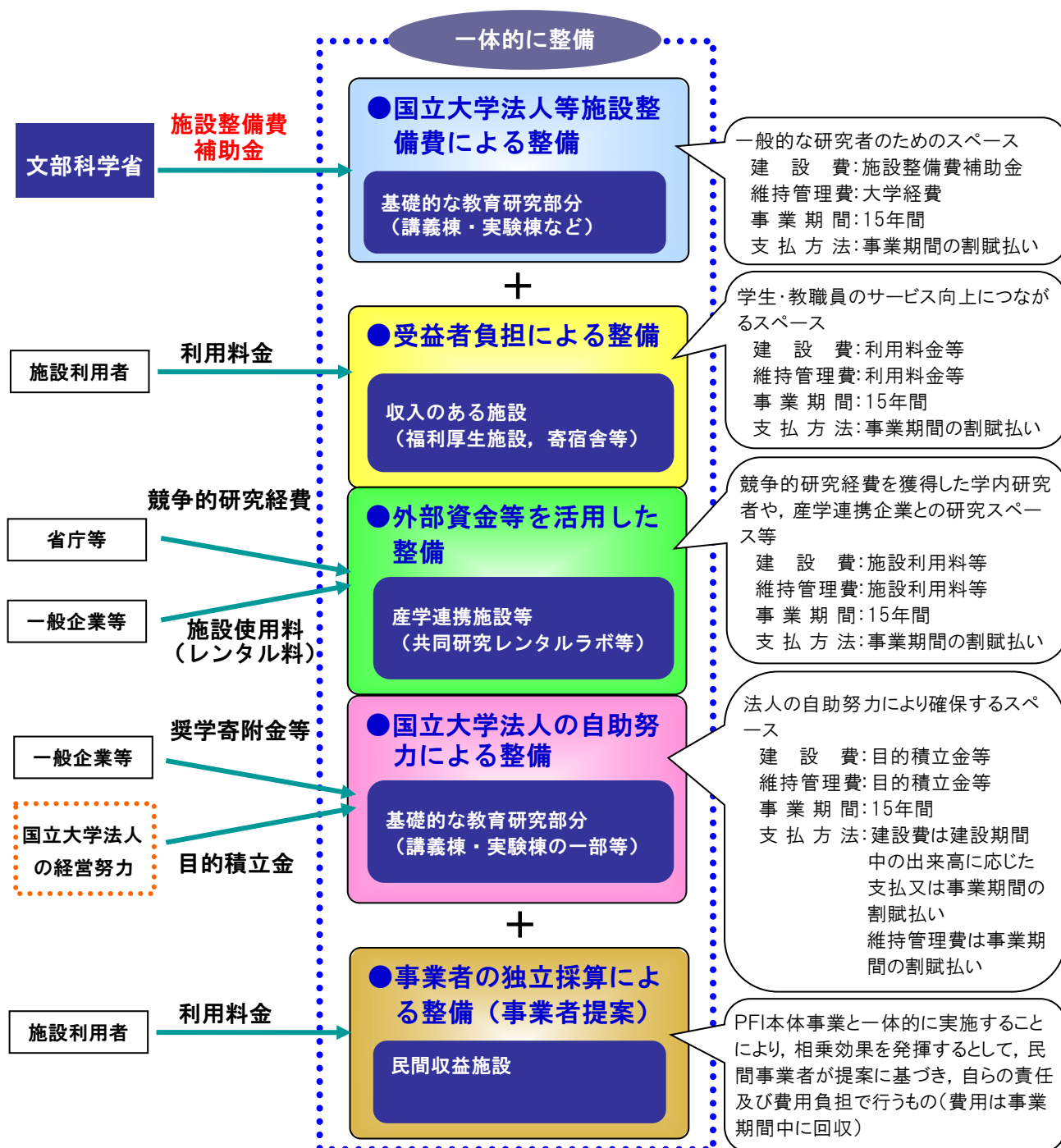
国立大学法人等施設整備費を活用した P F I 事業の評価については、第 5 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画（令和 3 ～ 7 年）も踏まえつつ、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、国立大学法人等が実施した導入可能性調査の結果や事業スキーム等を踏まえた上で、「P F I 事業評価基準」に基づき、有識者により実施することとする。

P F I 事業の検討例

○民間資金やノウハウ等を最大限活用した施設整備の実現のため、国立大学法人等施設整備費補助金のほか、法人の主体的な自助努力によって確保される多様な財源の活用や、事業内容に応じた財政面等での創意工夫を図ったP F I 事業

《多様な財源を活用したP F I 事業の例》

※事業スキームに関しては各事業の実情に応じて選択。



《財政面等での創意工夫を図ったP F I 事業の例》

※収入を伴わない事業の場合でも、国立大学等におけるミッションの実現やキャンパスの有効活用の視点等を踏まえつつ、事業内容に応じて財政面等で創意工夫を図ることでP F I 事業として検討することが可能。

○ 以下の事業形態に限るものではないが事業例を示す。

- ・ 施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や、キャンパス内の複数事業を包括した事業
- ・ 老朽化した建物の集約化とそれによる余剰地の利活用（定期借地権含む）を組み合わせた事業
- ・ 複数施設等の一括発注によるスケールメリットを活かした整備事業
- ・ CO₂排出削減やエネルギー削減等エネルギーマネジメントを含めること等により運用費用の縮減が見込まれる老朽改修事業やライフライン再生事業
- ・ 上記の他、P F I 事業者等との連携により財政面等での創意工夫を図る事業

など

P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

(1) 財政面の創意工夫等【評価基準 (2)】

外部資金の活用や受益者負担による整備等，財源の多様化等を通じた事業費又は施設整備費補助金等の縮減に繋がる創意工夫がなされた事業となっているか。

(2) 定量的評価【評価基準 (3) 1)】

V F Mについて，一定以上の値が発現しているか。また，当該算出における諸条件は適切な根拠に基づき設定しているか。

(3) 民間事業者や金融機関等へのヒアリングを踏まえた事業内容等の充実（民間事業者へのインセンティブ付与を含む）【評価基準 (3) 2) ①】

ヒアリング等に当たり，民間事業者や金融機関が意見を提示するために必要となる情報（需要・現況調査結果等）を提示の上，実施しているか。また，ヒアリングを踏まえた本体事業の内容・条件設定等，民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込めるとともに，民間事業者の競争を促すような魅力ある事業となっているか。

(4) サービス面の創意工夫等【評価基準 (3) 2) ②】

サービスの多様化や高度化，維持管理運営業務の改善（事業への導入）等，サービスの質の向上に繋がる創意工夫がなされた事業となっているか。

(5) 事業の安定性の確保【評価基準 (3) 2) ③】

需要・現況調査結果やヒアリング等を踏まえ，民間事業者と大学法人で，事業内容に適応したリスク移転の考え方及びリスク分担の設定ができるか。また，民間事業者が担うリスクは，民間事業者の責任で処理できる内容となっているか。また，事業内容に応じたモニタリング項目の設定がなされているか。

(6) 潜在するリスクの低減【評価基準 (4)】

事業の実施に必要な需要・現況調査等を行っているか。

(7) 大学の基本構想及び事務体制【評価基準 (5)】

大学の基本構想等の実現のために必要な事業として位置付けられているとともに，実施に向けた十分な体制が整っているか。また，全学的な責任体制が構築されているか。